建　政　－　５１７

令和４年６月１４日

一般社団法人日本建設業連合会 東北支部長
一般社団法人建設コンサルタンツ協会 東北支部長
各建設業関係団体の長
各建設関連業団体の長
様

秋田県建設部長

（公印省略）

新型コロナウイルス感染拡大防止のための協力要請等について（通知）

新型コロナウイルス感染症については、これまでも適切な感染防止策への取組について御協力を賜り、お礼申し上げます。

さて、県では、県内の感染状況を踏まえ、感染警戒レベルを県内全域で「１」に引き下げ、職場や飲食店等における業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を協力要請しています。

つきましては、当該協力要請の趣旨等を御理解の上、本県内に工事又は測量・調査・設計等の現場等を有する事業者に対して周知してくださるようお願いします。

担当：建設政策課
建設業班　藤肥
TEL. 018-860-2425

新型コロナウイルス感染症対策について

令和４年６月１０日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

■感染拡大防止のためのお願い

1　開始期間

令和４年６月１０日（金）から

2　対象区域

秋田県全域

3　内容

（１）感染防止対策の実施

○　県民及び事業者の皆様には、感染のまん延を未然に防ぐため、「人と人との距離の確保」「状況に応じたマスクの着用」「手洗い」をはじめとした基本的な感染防止対策に加え、密を避けるなど適切な行動をお願いします。
※状況に応じたマスクの着用については、本項末尾のリーフレット参照

○　飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底するようお願いします。

○　集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「状況に応じたマスクの着用」など基本的な感染防止対策を徹底するようお願いします。

○　職場や飲食店等における業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの遵守を徹底し、感染防止対策を徹底するようお願いします。
※特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

■感染拡大防止のためのお願い

（１）感染防止対策の実施

○　感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のＰＣＲ等検査）」を活用するようお願いします。

※一般検査事業は、令和４年６月末まで継続します。（７月以降は未定）

※特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

○　県外との往来に際しても、一人ひとりが基本的な感染防止対策をとるようお願いします。

○　熱や体のだるさ、味覚・嗅覚に異常を感じた際は、無理に出勤や登校しないほか、会食にも参加しないようにし、速やかにかかりつけ医に電話で相談して受診されるか、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談するようお願いします。

○　感染リスクが高まる場面や「感染拡大予防ガイドライン」などの詳細については、内閣官房ウェブサイト【https://corona.go.jp/】をご覧ください。

■感染拡大防止のためのお願い

新型コロナウイルス感染症対策

屋外・屋内でのマスク着用について

○マスク着用は従来同様、基本的な感染防止対策として重要です。
　一人ひとりの行動が、大切な人と私たちの日常を守ることに繋がります。
○屋外では、人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合や、
　距離が確保できなくても、会話をほとんど行わない場合は、
　マスクを着用する必要はありません。
○屋内では、人との距離（2m以上を目安）が確保できて、かつ
　会話をほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要はありません。

【屋外】

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク必要なし	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク必要なし

公園での散歩やランニング、サイクリングなど

徒歩や自転車での通勤など、屋外で人とすれ違う場面

【屋内】

	距離が確保できる	距離が確保できない
会話をする	マスク着用推奨	マスク着用推奨
会話をほとんど行わない	マスク必要なし	マスク着用推奨

通勤ラッシュ時や人混みの中ではマスクを着用しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。
体調不良時の出勤・登校・移動はお控えください。

夏場は、熱中症防止の観点から、屋外でマスクの必要のない場面では、マスクを外すことを推奨します。

マスクに関するQ&A

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

新型コロナウイルス感染症予防のために（厚生労働省HP）

新型コロナウイルス感染症対策

子どものマスク着用について

人との距離（2m以上を目安）が確保できる場合においては、マスクを着用する必要はありません。
また、就学前のお子さんについては、マスク着用を一律には求めていません。

就学児について
（小学校から高校段階）

マスク着用の必要がない場面

屋外
- 人との距離が確保できる場合
- 人との距離が確保できなくても、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞離れて行う運動や移動、鬼ごっこなど密にならない外遊び
＜例＞屋外で行う教育活動（自然観察・写生活動等）

屋内
- 人との距離が確保でき、会話をほとんど行わないような場合

＜例＞個人で行う読書や調べたり考えたりする学習

学校生活
屋外の運動場に限らず、
プールや屋内の体育館等を含め、体育の授業や運動部活動、登下校の際
※運動部活動において接触を伴う活動を行う場合には、各競技団体が作成するガイドライン等を確認しましょう
※活動中以外の練習場所や更衣室等、食事や集団での移動を行う場合は、状況に応じて、マスク着用を含めた感染対策を徹底しましょう

高齢の方と会う時や病院に行く時は、マスクを着用しましょう。

保育所・認定こども園・幼稚園等の就学前児について

2歳未満
マスクの着用は推奨しません。

2歳以上の就学前の子ども
他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めていません。マスクを着用する場合は、保護者や周りの大人が子どもの体調に十分注意した上で着用しましょう。

気をつけるポイント
- ▶夏場は、熱中症防止の観点から、マスクが必要ない場面では、マスクを外すことを推奨します。
- ▶マスクを着用しない場合であっても引き続き、手洗い、「密」の回避等の基本的な感染対策を継続しましょう。

※その他地域の状況に応じて、講じられている対策がある場合、それを踏まえ対応をお願いします。

新型コロナウイルス感染症予防のために（厚生労働省HP）

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

文部科学省

新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について：幼小中高・特別支援学校に関する情報（文部科学省HP）

■感染拡大防止のためのお願い

（２）各施設における感染防止対策の実施

○　各施設管理者の皆様においては、業種ごとの感染拡大予防ガイドラインを参照の上、「入場者の制限や誘導」「手洗いの徹底や手指の消毒設備の設置」「会食時を含めたマスクの着用」等を行うことを含め、「三密」を避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとることなど、基本的な感染防止策の徹底を図りながら事業活動を行うようお願いします。（内閣官房【https://corona.go.jp/】：新型コロナウイルス感染症対策「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」を参照）

○　従業員の働き方について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤など人との接触を低減する取組をお願いします。

○　施設やイベント会場の利用者等が感染した場合などにＬＩＮＥでお知らせする「秋田県版新型コロナ安心システム」の導入をお願いします（詳しくは県ウェブサイトのサイト内検索でコンテンツ番号「50770」を検索）。

○　接触確認アプリ（COCOA）や「秋田県版新型コロナ安心システム」のQRコードを入口に掲示し、場内アナウンスで登録を呼びかけるなど、来場者への利用促進にご協力をお願いします。

■感染拡大防止のためのお願い

（３）イベント・行事等の開催
※特措法第２４条第９項に基づく協力の要請

○　イベント・行事等については、感染防止策を講じた上で次の「イベント・行事等の参加人数の上限等」により開催するようお願いします。なお、開催に当たっては、感染防止策等を記載したチェックリストを作成・公表するとともに、終了後は１年間保管をお願いします。

＜イベント・行事等の参加人数の上限等＞

	収容定員が設定されているもの			収容定員が設定されていないもの
	5,000人以下	5,001人～10,000人	10,000人超	
・大声なし（注１）	収容定員 ※空席を設ける必要はない。	5,000人 ※「感染防止安全計画書」を県に提出した場合、収容定員まで可。	50%	十分な人と人との間隔を確保 （できるだけ2m、最低1m） （注２） ※大声ありで、人と人との間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に判断。
・大声あり（注１）	50%			

（注１）　大声（観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」、それ以外を「大声なし」と分類する。

（注２）　収容定員が設定されていないイベント等で大声なしに分類されるものについて、人と人とが触れ合わない程度の間隔で開催したい場合は、「感染防止安全計画書」を県に提出する。

■感染拡大防止のためのお願い

＜感染防止策に係るチェックリスト＞

イベント開催時のチェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

開催概要	本項目では、チェックリストを記入する前に、イベントの情報をご登録ください。
イベント名	（開催案内等のURLがあれば記載）
出演者・チーム等	（多数のため収まらない場合　→　別途、一覧をご提出ください。）
開催日時	令和　年　月　日　時　分 ～　時　分 （複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。）
開催会場	
会場所在地	
主催者	
主催者所在地	
主催者連絡先	（電話番号）　（メールアドレス）
収容率（上限）	☐ 100%（※）（大声なし）　☐ 人と人とが触れ合わない程度の間隔 ☐ 50%（※）（大声あり）　☐ 十分な人と人との間隔（できるだけ２m、最低１m）
収容人数	OO,OOO人
参加人数	OO,OOO人
その他特記事項	（大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。）

（※）大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」としこれを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第１版（令和３年11月版）】

基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

☐ 【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。
（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

②手洗、手指・施設消毒の徹底

☐ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。

☐ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③換気の徹底

☐ 法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分間以上等）の徹底。

④来場者間の密集回避

☐ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。

☐ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や導線確保等の体制構築。

☐ 大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保

基本的な感染防止

イベント開催時には、下記の項目（イベント開催時の必要な感染防止策）を満たすことが必要です。
※5,000人かつ収容率50%超のイベント開催時には、個別のイベントごとの具体的な対策を記載した「感染防止安全計画」の提出が必要です。

⑤飲食の制限

☐ 飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。

☐ 飲食中以外のマスク着用の推奨。

☐ 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。

☐ 自治体等の要請を踏まえた飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒による大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥出演者等の感染対策

☐ 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。

☐ 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。

☐ 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦参加者の把握・管理等

☐ チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。

☐ 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。

☐ 時差入退場の注意喚起や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

■感染拡大防止のためのお願い

（４）感染拡大の傾向が見られる場合の措置の実施

○　感染拡大の傾向が見られる場合は、「感染警戒レベル」を踏まえ、外出自粛要請やイベント開催の中止又は延期要請、施設の使用制限など必要な対策を速やかに講じるものとします。

（５）誹謗中傷の禁止

○　感染者や濃厚接触者及びその家族、医療関係者等に対する嫌がらせやＳＮＳでの誹謗中傷や人物の特定は人権侵害に当たるほか、不安や恐怖心から受診や相談、疫学調査への協力をちゅうちょさせ、感染拡大のリスクを高めることにもつながりますので、絶対に行わないようお願いします。